

2023年度 名古屋カントリーリーグ 規約等

規約

第1条【名称および幹事名】

本リーグの名称を「名古屋カントリーリーグ」と称する。

本リーグの代表幹事を設ける。

本リーグの事務局所在地として、会計宅に置く。

[会長]山田行治 [副会長]岩崎直樹

[会計]藤吉敦恭 [事務局長]藤吉敦恭 [事務局長補佐]鈴木貴晴

[審判部長]横井亮二

[審判員] 小斎平裕次郎 吉田卓司 山田行治 藤吉敦恭 小椋守 龍宝雅 山田隼人

[リーグ試合統括管理]小椋 守

[Aリーグ試合組合せ管理]岩崎直樹 [Bリーグ試合組合せ管理]玉川一仁

[Aリーグ試合成績確認]鈴木貴晴 [Bリーグ試合成績確認]玉川一仁

[年会議振込確認]藤吉敦恭 [公式文書作成]藤吉敦恭 鈴木貴晴

第2条【名古屋カントリーリーグ の理念および趣旨】

名古屋カントリーリーグ(以降「本リーグ」)は、アマチュアスポーツとしての正しい野球を通じて、会員の健全な発展を図ると共に、会員相互の友好と友情を培いながら、その精神を社会へ反映させることを目的とする。

第3条【本リーグの加入期間・更新および加入手続き】

本リーグの加入期間は、加入年度の2月から翌年1月までの1年間とする。

既存チームは、加入年度の12月までに、事務局へ継続する意思を表示することで、更新手続きを行うものとする。

新規加入チームは、前年度の12月までに、事務局へ申込み手続きを行うものとする。

第4条【退会・休会】

本リーグ会員は、次の事項の1つに当該する場合に、本リーグの資格を喪失する。

① 本リーグの定める「名古屋カントリーリーグ規約等」に違反し、幹事会が不適格と認めたとき

② キャプテン会議(都度開催)において、除名処分が議決されたとき

③ 本リーグで定められたリーグ年会費および罰金等を著しく滞納したとき

※ 支払い請求に応じない場合は、責任者へ法的措置をおこなう

④ 12月までに、更新手続きを行わなかったとき

⑤ 試合中に暴力行為および、これに準ずる行為を行ったとき

⑥ 故意に未登録選手を出場させたとき(相手チームの不戦勝で個人記録を無効とする)

⑦ 故意に不正を行ったとき

⑧ 本リーグ所属のAリーグ優勝チームが、他リーグ代表にて連盟対抗選手権大会に参加したとき

⑨ チームの代表が、事務局へ脱退を表明したとき

休会する場合は、2年間を上限(3年を経過したで退会)として、再開する場合は、前年度の12月までに、事務局へ再入会を申し出る。

第5条【会議・試合日程】

会議は、役員会議(不定期)とキャプテン会議(不定期)を行う。

- ① キャプテン会議は、必要に応じて事務局が開催し、各チームの代表者へ開催連絡を行う。
代表者(代理可)は必ず出席しなければならない。
- ② キャプテン会議の無断での欠席は認めず、欠席チームは、罰金条項(第30条)に基づいて罰金処分を科す。
- ③ 試合日程作成の効率化と不要なグラウンド使用料の支払いを削減する目的で、各チームは各月の試合について、1週に限りキャンセル日を指定することができる。
※ キャンセル日を希望する場合は、あらかじめ前々月20日前までに、チームの代表者および代理人が各リーグの組み合わせ担当者へメール又は Line 等で連絡する。行き違いをなくすため、口頭での連絡は不可とする。

第6条【年会費等】

各チームの、年会費等は、170,000円(内訳:年会費 12万円、審判費用 5万円)とする。

年会費等は、3月末日までに 30,000円以上、残金は9月末日までに振込こととする。

振込む際には振込名義をチーム名で振込願います。

前年度末にリーグから継続意思確認をし、継続意思を表明した場合、年度途中の退会、休部でも年会費の割引はないものとする。

※2023年度については、2022年度の納会費用5万円を割引くこととする。(新規加入チームは除く)
支払いが遅れた場合は罰則条項(第30条)に基づいて遅延料を科す。

第7条【会計報告】

会計報告は、翌年3月までに承認を得る。

第8条【選手登録名簿】

- ① 各チームの人員は、監督・キャプテンを含めて25名以内で構成した本年度登録選手であること。
- ② 登録名簿は、2月末日までに、所定の様式でHPのinfoメールへ送付する。
- ③ 登録名簿の選手が25名に満たないチームが、選手を追加登録する場合は、月1回とする。但し、登録名簿の選手を変更する場合は、年2回(3月・7月に限る)とする。
※都度、変更内容が分かるように登録名簿を作成して、HPのinfoメールへ送付する。

第9条【選手登録条件】

- ① 出場選手の二重登録または、本リーグ間での移籍は固く禁ずる。
- ② 12～22歳の(現役野球選手)登録は、3名までとする。
※現役選手とは、野球部に所属する現役の学生プレイヤーをさす
- ③ 無登録選手の出場および、12～22歳の選手を4名以上出場させて試合を行った場合は、不正が発覚した時点で、試合を中止する。(相手チームの不戦勝とする)
A・Bリーグの臨時要員(助っ人)は、予め相手チームの了承を得たのちリーグ内の2名かつバッテリー以外の野手として出場を許可する。なおペナルティとして相手チームに2点加算され試合を行う。
- ④ 選手登録条件を守れないチームは、本リーグ規約第4条【退会】に該当する。

第10条【リーグ戦】

- ① 本年度のリーグ戦は
Aリーグ【8チーム】2回総当たり戦とする。【全14試合】
Bリーグ【11チーム】2回総当たり戦とする。【全20試合】※全試合消化できない場合あり
- ② 本リーグは、勝ち試合2点・引分け1点・負け試合0点とし、勝ち点によって争う。
※ 同点の場合は、総試合の総得失点差で上位を決める
※ 同点の場合でも、不戦負けのあるチームは、総得失点差に関係なく下位とする

第11条【Aリーグ・Bリーグ入れ替え】

年間成績において、Aリーグ下位チームは、Bリーグ上位チームと1～2チームの年次入れ替えを行う。(入れ替えチーム数は、年次、入会・退会に合わせて変動する)

第12条【試合記録】

- ① 自チームの試合記録は、チームの責任者(スコアラー)が、所定のエクセルフォーマットに入力し、HPのinfoメールで提出しなければならない。
- ② 自チームの試合記録の提出がリーグ日程終了後の提出期日に遅れた場合、本年度の表彰対象から除外する。ただし、役員会が認めた場合はこの限りでない。

第13条【年間表彰】

- ① Aリーグ優勝チーム・準優勝チーム
- ② Bリーグ優勝チーム・準優勝チーム
- ③ 最高打率選手(規定打席達成者)
- ④ 最多本塁打選手
- ⑤ 最多打点選手
- ⑥ 最多得点選手
- ⑦ 最多盗塁選手
- ⑧ 最多勝利投手(コールドゲームを含む)
- ⑨ 最多投球回数投手
- ⑩ 完封勝利投手(完封試合は7回終了時点で成立する)
- ⑪ 敢闘選手(各チーム推挙)
- ⑫ その他(臨時表彰)

※ 規定打席は、当期試合数に2を掛けた数である。不戦試合の場合は、不戦勝チームは当該試合2打席を除く、不戦敗チームは2打席を加えて規定打席とする。

第14条【トーナメント戦】

名古屋カントリーリーグ主催のトーナメント戦は、オープン参加ありとし、参加費は15,000円とする。※名古屋カントリーリーグ加入チームの参加費は【無料】とする。

第15条【対外試合の参加】

- ① 連盟対抗軟式野球選手権大会は、Aリーグ優勝チームが出場資格を有する。
(参加費用は当リーグが負担する)
- ② 連盟対抗軟式野球選手権大会に、Aリーグ優勝チームが出場できない場合は、準優勝チームが出場資格を有する。
- ③ 連盟対抗軟式野球選手権大会以外にリーグ推薦が必要な大会は、前年度のAリーグ5位までのチームで、かつ2試合以上の不戦敗が無い(前年度実績)チームに限り、出場資格を有するが、1大会において複数のチームが出場を希望した場合は、事務局立会いで厳正なる抽選を行い、1～3番まで優先順位を決める。また、当リーグ加盟チームが、他の連盟から推薦を受け出場してもかまわないが、当リーグからは、連盟対抗軟式野球選手権大会以外の案内は行わないため、各チームにおいて要望が提出されたチームに限り、出場資格を有する。(リーグ推薦が必要の無い大会の参加はこの限りでない)但し、リーグからは参加費用を負担しないため、全ての費用は各チームが負担する。
- ④ 本リーグのAリーグにおいて、優勝に係る全試合が終了していない場合は、本リーグに連盟対抗実行委員会から大会の案内状が届いた10月末時点の『暫定首位チーム』が出場資格を有する。

第16条【試合時間・イニング数】

- ① 試合時間は、1時間30分を限度とする。
- ② 1時間20分を過ぎて、新しいイニングへは入らない。ただし、守り負けとなる場合はこの限りではない。
- ③ リーグ戦およびトーナメント戦準々決勝までのイニング数は、7回を上限とする。
 - ※ リーグ戦において同点のときは、1時間20分以内に7回を終えた場合に限り、1イニングのみ延長に入ることが出来る。
 - ※ トーナメント戦(準々決勝まで)において同点のときは、各チーム最終守備者9名でジャンケンを行い、先に5回勝ったチームの勝利とする
- ④ トーナメント戦の準決勝・決勝のイニング数は、時間の制限は無く 7回まで行うが、コールドゲームは有る。
 - ※ 決勝戦のみ、タイブレーク(1イニングのみ)を行い、走者7・8・9番、打順1番から、1アウトより攻撃を行う
 - ※ タイブレーク実施後に同点のときは、各チーム最終守備者9名でジャンケンを行い、先に5回勝ったチームの勝利とする

第17条【試合成立・コールドゲーム】

- ① 4回以降10点の点差が開いたときは、コールドゲームとする。
- ② 5回以降7点の点差が開いたときは、コールドゲームとする。
- ③ 降雨コールドゲームのときは、4回が終了していれば試合は成立する。
- ④ 日没によるコールドゲームは、審判に一任する。

第18条【中止の判断】

- ① 天候不良等で試合ができるかの判断は、当日配置の責任審判によって決定する。中止の場合は、HPにその旨を掲載する。
- ② 事前の判断および確認が出来ないときは、必ずグラウンドに集合する。
- ③ 独断で中止を決定したチームは、不戦負けとなる。

第19条【遅刻・試合放棄】

- ① 試合開始時刻から、15分以上経過した時点で、9名に満たないときは不戦負けとなる。
- ② 試合開始時刻から、10分未満の遅刻により、試合が開始されたときは、相手チームに【2点加算】されて、試合時間は1時間20分以内の制限となる。
- ③ 試合開始時刻から、10分以上15分以内の遅刻により、試合が開始されたときは、相手チームに【3点加算】されて、試合時間は1時間15分以内の制限となる。
- ④ 無断で試合を放棄したチームは、後日処分を科す。

第20条【メンバー表の交換】

- ① 各チームは試合開始時刻の30分前までに球場に集合し、メンバー表の交換を行う。
- ② メンバー表は3通用意して、上2通を審判に提出する。
- ③ 先行・後攻は、ジャンケンで決める。
- ④ 集合時間までにメンバー表等の提出がない場合は、遅刻のペナルティを適用する。

第21条【ユニフォームの統一】

- ① ユニフォームは、各チームで統一したものを使用する。
- ② ユニフォーム・背番号が、諸事情により、事務局に申請した登録名簿と違う場合は、試合前に審判および相手チームに報告して、相手チームに承諾を得ること。

- ③ 明らかに登録外とわかる選手が出場していた場合やユニフォームが全く揃わない場合は、罰則の無い不戦敗とする。この場合、両チーム合意の上で練習試合とすることが出来る。

第22条【スパイク・プロテクター・ヘルメットの使用】

- ① 金刃スパイクシューズの使用を一切禁止する。
- ② キャッチャーのヘルメット・レガース・プロテクターの着用を義務付ける。
- ③ バッター(投手側にイヤーフラップのあるもの)、ネクストバッター、ランナーにヘルメットの着用を義務付ける。なお、未着用のチームは不戦敗とする。

第23条【試合球】

- ① 試合に使用する試合球は、マルエス公式球(M)に限定し、各チーム2個を用意する。
- ② 試合開始前に、試合球2個【新球以外は受け付けない】を審判へ渡す。
なお、ダブルヘッダーの場合はその限りではない。
また、新球が無い場合は、相手チームから借りて後日返すこととする。

第24条【DH制】

- ① 毎試合毎にメンバー表に記載することにより、DH制(10番打者)を設け、各チームの必要に応じて使うことができる。
- ② DHに登録された選手は、打撃のみを行う。
- ③ DHに登録する選手の打順は、1～10番まで自由に決めることができる。
- ④ DHは、試合途中で選手交代、守備との交代および、取り消し(10名⇒9名)はできるが、試合途中での追加(9名⇒10名)は出来ない。
ただし、交代および、取り消しをする場合は、DHとして1打席を終了した後でないといけない。

第25条【臨時代走・申告敬遠】

- ① 頭部付近の死球の場合、球審の判断で臨時代走を認める。臨時代走には死球を受けた選手から最も打順が遠い出塁していない選手とする。
- ② リーグにおいて申告敬遠を採用する。メンバー表に記載した監督または、キャプテンに限り審判へ申告すれば、打者に四球が与えられる。

第26条【モラル・マナー】

- ① 試合は、スポーツマンシップに則り、正々堂々と戦い、相手チームを誹謗、中傷するようなヤジ・暴言・ラフプレーは恥ずべき行為であり、場合によっては役員会議にて処分を科す。
- ② 審判の判定は、すべての選手が従わなければならない。
- ③ むやみな審判への抗議は、厳に慎まなければならない。
- ④ 試合前に提出するメンバー表に名前を記載された「監督」「主将」(代理可)以外のメンバーが、フェア・ファール・アウト・セーフもしくは、これに準ずる審判への抗議をした場合は、即退場とする。なお、退場の場合、当該選手には出場停止(試合数は役員会議で決定)に加え、当リーグにて、4試合の審判活動を課す。
- ⑤ 試合に勝利したチームが、グラウンド整備(トンボ掛け)を行う。
- ⑥ グラウンド内は禁煙とする。
- ⑦ 試合終了後は、ゴミ等をベンチに残さないよう確認すること。
- ⑧ 敗戦チームは、試合後速やかに次のチームとの車の入れ替えを行う。

第27条【登録名簿の連絡先】

各チームの代表者または事務局と連絡を取れる者を1名以上グループラインに登録する。

第28条【規約・登録名簿】

本年度の「名古屋カントリーリーグ規約等」および、チーム登録名簿はHPに掲載するものとする。

第29条【試合時間】

※グラウンドを借りる時間により、試合時間は変動することがある

午前 2試合の場合	① 8:30～10:00 ② 10:30～12:00
午後 2試合の場合	② 13:00～14:30 ③ 15:00～16:30
1日 4試合の場合	① 8:30～10:00 ② 10:30～12:00 ③ 12:30～14:00 ④ 14:30～16:00
■【7～9月期のみ】 1日 4試合の場合	① 8:30～10:00 ② 10:30～12:00 ③ 13:00～14:30 ④ 15:00～16:30

第30条【罰金等】

以下の場合には罰金を課することとする

① 不戦敗

不戦敗時の罰金は、7,000円とする。

(内訳)

罰金:5,000円

グラウンド使用代:2,000円(通常はリーグ会費から支払い)

不戦敗をするチームは、試合前の木曜日 20 時までには相手チーム了承をとり、その旨を事務局へ連絡を行えば、罰金及びグラウンド代の負担は免除する。

次の5項目に該当する場合は、不戦敗の罰金以外に、役員会において処分を科すことがある。

A.試合当日に、グラウンドにおいて、1～2名程度のメンバーが揃わない場合。

B.雨天中止が決定されていないにも拘らず、チームの独断で中止を決定した場合。

C.チームの独断で、試合を放棄した場合。

D.没収試合とされた場合。

②リーグ年会費の支払い遅延時

リーグ年会費の支払い遅延時の罰金は、1回につき5,000円を科す。

③キャプテン会議を無断欠席した場合

キャプテン会議を無断欠席した場合の罰金は、1回につき5,000円を科す。

第31条【年間表彰権利の剥奪】

第30条①_Dに当該するチームは、当該年度の年間表彰から優勝・準優勝の受賞権利を剥奪する。

第32条【振込口座】

年会費、審判代、罰金などの振込口座は下記の通りとする。

ゆうちょ銀行 ナゴヤカントリーリーグ 記号 12120 番号 26697431

他行からの振込の場合

店名:二一八 店番:218 預金種目:普通預金 口座番号:2669743